平成22年

上砂川町議会会議録

第4回 定 例 会

上砂川町議会

平成22年第4回定例会

第 1 号(12月15日)

議事日桯	. 5
会議録署名議員	. 5
開会の宣告	• 5
開議の宣告	
会議録署名議員指名について	. 6
会期決定について	
諸般の報告	. 6
総務文教常任委員長 川上三男の報告	
厚生建設常任委員長 髙橋成和の報告	
髙橋成和の第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	. 7
副議長の中空知広域市町村圏組合議会第2回定例会結果報告	. 7
議長の石狩川流域下水道組合議会第2回定例会結果報告	
議長の第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告	
例月出納検査結果報告(9・10・11月分)	. 8
認定第 1号 平成21年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について(認定)	. 8
認定第 2号 平成21年度上砂川町水道事業会計決算認定について(認定)	
町長行政報告	
教育長教育行政報告 ······ 1	1
議案第50号 上砂川町火災予防条例の一部を改正する条例制定について	2
議案第51号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画について	3
議案第52号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算(第4号)1	5
議案第53号 平成22年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)1	9
議案第54号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算(第2号)1	9
議案第55号 平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)2	0
議案第56号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)2	1
議案第57号 平成22年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)2	
休会について	
散会の宣告 ····································	4
第 2 号(12月17日)	
議事日程	
会議録署名議員	
開議の宣告 ····································	
会議録署名議員指名について2	
一般質問	6

髙	橋	成		和·											2	7
福祉	止課長	山	本	丈	夫 …		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • •			•••••			2	8
議案第5)号	上砂	川町	火災	予防条例	前の一部を	改正す	る条例	利制定に	こついて	て(原象	案可決)		3	0
議案第5	1号	上砂	川町	過疎	東地域自立	. 促進市町	「村計画	可につい	7て (原	原案可決	舟) …	•••••			3	0
議案第5	2号	平成	2 2	年度	上砂川町	「一般会計	補正子	5算(第	第4号)	(原案	可決)	••••			3	0
議案第5	3号	平成	2 2	年度	上砂川町	「国民健康	保険特	持別会 請	十(事業	養勘定)	補正	予算(第1号)		
		(原	案可	決)				•••••	• • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	•••••			3	0
議案第5	4号	平成	2 2	年度	主一砂川町	「立診療所	f事業特	特別会 計	计補正う	予算(第	第2号)	(原第	ই可決)		3	0
議案第5	5号	平成	2 2	年度	主一砂川町	「老人保健	建施設事	軍業特別	引会計補	非正予算	算(第:	1号)	(原案)	J		
		決)	••••	• • • • •			•••••	•••••	• • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	•••••		•••••	3	0
議案第5	6号	平成	2 2	年度	主一砂川町	「下水道事	業特別	会計権	甫正予算	算(第2	2号)(原案司	可決)		3	0
議案第5	7号					「水道事業										
調査第	4号	所管	事務	調査	たについて	(許可)	•••••	•••••	• • • • • • • • •		•••••	•••••	• • • • • • • • •	••••••	3	2
追加日程は	こつい	て・	• • • • • •	• • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • • • •		•••••	•••••	• • • • • • • • •	••••••	3	3
意見書案第	第17	号	地域	医療	を国立が	詩院の充実	を求め	る意見	見書(原	原案可決	舟) …	•••••	• • • • • • • • •	••••••	3	3
意見書案第	第18	号	北海	道開	発の枠組	みの堅持	よ北海	ቓ道局 ∅	り存続に	こ関する	る意見書	書 (原	案可決)	3	3
意見書案第	第19	号	ΤР	P ^	の参加を	行わない	よう求	えめる意	意見書	(原案)	آ決)	•••••		••••••	3	4
意見書案第	第20	号	切れ	目な	い中小金	主業支援及	び金融	虫支援第	策を求め	める意見	見書(原	原案可	決) …	••••••	3	4
年末あいる																
閉会の宣信	告 …	• • • • • • •	• • • • • •	• • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • • • •		•••••	•••••	• • • • • • • • •	••••••	3	7
説明のため																
事務局職員	員出席	者・	• • • • • •	• • • • •	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • • • • •		•••••	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	3	9

第4回定例町議会

(第 1 号)

平 成 2 2 年

上砂川町議会第4回定例会会議録(第1日)

12月15日(水曜日)午前10時00分 開 会 午前11時40分 散 会

〇議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について12月15日~12月17日3日間
- 第 3 諸般の報告
 - 1)議会政務報告
 - 閉会中における常任委員会所管事務調査結果報告

総務文教常任委員会(川上委 員長)

厚生建設常任委員会(髙橋委 員長)

- 3) 第2回砂川地区保健衛生組合議 会定例会結果報告(髙橋議員)
- 4)中空知広域市町村圏組合議会第2回定例会結果報告(副議長)
- 5) 石狩川流域下水道組合議会第2 回定例会結果報告(議長)
- 6)第1回中·北空知廃棄物処理広 域連合議会定例会結果報告(議 長)
- 7) 例月出納検査結果報告 (9・10・11月分)
- 第 4 認定第 1号 平成21年度上砂川 町一般会計及び特別会計決算認定に ついて
- 第 5 認定第 2号 平成21年度上砂川 町水道事業会計決算認定について ※ 決算特別委員会委員長報告
- 第 6 町長行政報告

- 第 7 教育長教育行政報告
- 第 8 議案第50号 上砂川町火災予防条 例の一部を改正する条例制定につい て
- 第 9 議案第51号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画について
- 第10 議案第52号 平成22年度上砂川 町一般会計補正予算(第4号)
- 第11 議案第53号 平成22年度上砂川 町国民健康保険特別会計(事業勘定) 補正予算(第1号)
- 第12 議案第54号 平成22年度上砂川 町立診療所事業特別会計補正予算 (第2号)
- 第13 議案第55号 平成22年度上砂川 町老人保健施設事業特別会計補正予 算(第1号)
- 第14 議案第56号 平成22年度上砂川 町下水道事業特別会計補正予算(第 2号)
- 第15 議案第57号 平成22年度上砂川 町水道事業会計補正予算(第2号) ※ 議案第50号~第57号まで は、提案理由・内容説明までとす る。

〇会議録署名議員

 2番
 水
 谷
 寿
 彦

 3番
 斎
 藤
 勝
 男

◎開会の宣告

○議長(堀内哲夫) おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。

理事者側につきましても、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成22年第4回 上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開 会いたします。

(開会 午前10時00分)

◎開議の宣告

〇議長(堀内哲夫) 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長(堀内哲夫) 日程第1、会議録署名議員 指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定に よって、2番、水谷議員、3番、斎藤議員を指名 いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長(堀内哲夫) 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月17日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お 手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

〇議長(堀内哲夫) 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付していると

おりでありますので、ごらんになっていただき、 報告にかえさせていただきます。

次、閉会中における常任委員会の所管事務調査 結果について各常任委員長から報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会、川上委員長。

〇総務文教常任委員長(川上三男) それでは、 所管事務調査報告結果を申し上げます。

調査期間は、平成22年10月7日木曜日1日間でした。

調査項目は、上砂川町の町営水泳プール改修状況についてであります。

調査委員は委員全員で、説明員は勝又教育長、 内野社会教育係長でありました。

調査内容については、鶉水泳プールの改修工事 後の状況を現地で視察、調査をいたしました。

調査結果は、プールの老朽化に伴い、管理室及 び更衣室等の改修工事が行われ、現地にて内野社 会教育係長より改修内容の説明並びに本年度の利 用状況の説明を受けました。

結果といたしましては、適切かつきれいに改修 工事が行われ、町民や特に子供たちの夏場におけ るプール授業や憩いの場としての利用が来年度以 降も見込まれる施設であることを確認いたしまし た

以上で報告といたします。

- ○議長(堀内哲夫) 次、厚生建設常任委員会、 髙橋委員長。
- **○厚生建設常任委員長(髙橋成和)** 厚生建設常 任委員会所管事務調査報告について。

標記の件について、調査した結果を下記のとおりご報告いたします。

調査期間につきましては、平成22年10月7日木曜日1日間です。

調査項目、上砂川老人保健施設、成寿苑の整備 状況。

調査委員につきましては、厚生建設常任委員会、 私を含めまして委員全員でございます。

説明員につきましては、福祉医療センター、高

橋参事、長谷川係長です。

調査内容につきましては、大規模改修工事にかかわるスプリンクラー設置状況とその他改修工事、特殊浴槽更新及びロビー等の床張りかえ工事の調査です。

調査結果といたしまして、高橋参事と工事担当者から資料をもとに消火設備の概要説明を受け、改修工事にかかわる浴室の特殊浴槽更新、ロビー等の床張りかえ工事の説明を受けました。

今回の調査の目的は、最近において小規模社会福祉施設の火災による死亡事故が発生していることから、平成21年4月に消防法が改正され、1,000平方メートル以上の社会福祉施設にスプリンクラーの設置が義務づけられており、本町においても猶予期間を活用し、今年度設置したものでございます。

今回設置されたスプリンクラーは、水ではなく 消火薬剤で消火するもので、この消火薬剤につき ましては冷却効果、浸透性、再燃防止効果にすぐ れており、システムの維持管理については消火薬 剤の劣化はほとんどなく、点検も容易であるとい う説明を受けました。

防火管理につきましては平成24年4月からさらに厳格化する傾向にあり、入所されている方の安全確保が重要でございますので、今後の消火訓練や避難訓練についても管理体制の確立がより一層必要であることを確認し、調査を終えました。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 次、第2回砂川地区保健衛 生組合議会定例会結果報告について、髙橋議員。

○5番(髙橋成和) 砂川地区保健衛生組合議会 について。

標記の件について、平成22年第2回砂川地区保 健衛生組合議会定例会が下記のとおり開催されま したので、ご報告いたします。

日時につきましては、平成22年11月29日月曜日 午後2時からでございます。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室

です。

議件につきましては、議案第4号 専決処分の 承認を求めることについて。議案第1号 砂川地 区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について。議案第2号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を 改正する条例の制定について。議案第3号 平成 21年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求 めることについて。報告第1号 事務報告書の提 出について。報告第2号 定期監査報告。報告第 3号 例月出納検査報告。

慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案の とおり可決されました。

資料につきましては、事務局のほうに保管されていますので、ご参照いただきたいと思います。 以上でご報告を終わります。

○議長(堀内哲夫) 次、中空知広域市町村圏組 合議会第2回定例会結果報告について、水谷副議 長。

〇副議長(水谷寿彦) ご報告いたします。

平成22年中空知広域市町村圏組合議会第2回定例会が去る12月3日午前10時より滝川市総合福祉センター集会室において開催されました。

議件につきましては、報告第1号 定期監査報告について。報告第2号 例月現金出納検査報告について。報告第3号 専決処分について(北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について)。議案第1号 平成22年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計補正予算(第1号)。認定第1号 平成21年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について。認定第3号 平成21年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第3号 平成21年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第4号 平成21年度中空知広域市町村圏組合交通遺児 対応 2000 での記定についてであります。

結果としまして、慎重審議の結果、各議件とも 全会一致、原案のとおり可決されました。

詳しい資料につきましては、事務局に保管して ありますので、ご参照願います。

以上です。

○議長(堀内哲夫) 次、石狩川流域下水道組合 議会第2回定例会結果報告と第1回中・北空知廃 棄物処理広域連合議会定例会結果報告について、 私から申し上げます。

石狩川流域下水道組合議会について、標記の件につき、平成22年石狩川流域下水道組合議会第2回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、12月の2日午後2時半より滝川市総合福祉センター2階におきまして行われました。

議件でございます。報告第1号 専決処分について(副組合長の選任)。報告第2号 専決処分について(北海道市町村職員退職手当組合規約の変更)。報告第3号 継続費精算報告書について。報告第5号

例月現金出納検査報告について。報告第6号 平成21年度決算に係る資金不足比率について。認 定第1号 平成21年度石狩川流域下水道組合一般 会計歳入歳出決算の認定について。議案第1号 平成22年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予 算(第1号)について。

以上、慎重審議した結果、各議件とも全会一致、 原案のとおり可決いたしました。

続きまして、中・北空知廃棄物処理広域連合議 会について報告します。

標記の件につき、平成22年第1回中・北空知廃 棄物処理広域連合議会定例会が下記のとおり開催 されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、12月の2日午後3時30分。 場所、滝川総合福祉センター。

議件でございますけれども、議案第1号 中・ 北空知廃棄物処理広域連合監査委員の選任につい て。議案第2号 工事請負契約の締結について。 議案第3号 中・北空知廃棄物処理広域連合広域 計画について。認定第1号 平成21年度中・北空 知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認 定について。報告第1号 例月現金出納検査報告 について。

以上、慎重審議の結果、全会一致、原案のとおり決定いたしました。

関係書類につきましては、事務局に保管しておりますので、ご一読願いたいと思います。

次、例月出納検査結果報告を行います。本件に つきましては、お手元に配付の報告書の9、10、 11月分のとおりでありますので、ごらんいただき、 報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎認定第1号 認定第2号

〇議長(堀内哲夫) 日程第4、認定第1号 平成21年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、日程第5、認定第2号 平成21年度上砂川町水道事業会計決算認定について一括議題といたします。

本件につきましては、決算特別委員会を設置いたしまして、それぞれ付議しており、その審査の結果報告書が議長の手元に提出されておりますので、この際2件を一括して決算特別委員長より報告を求め、その後それぞれ採決してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

〇決算特別委員長(川上三男) それでは、決算 特別委員会の審査報告をいたします。

本決算特別委員会に付託されました案件について審査の結果、報告書どおり結論を得ましたので、 会議規則第76条の規定により報告をいたします。

議件は、認定第1号 平成21年度上砂川町一般

会計及び特別会計(国民健康保険特別会計、後期 高齢者医療特別会計、土地開発造成事業特別会計、 町立診療所事業特別会計、老人保健施設事業特別 会計、土地取得事業特別会計、下水道事業特別会 計)決算認定について。認定第2号 平成21年度 上砂川町水道事業会計決算認定についてでありま す。

審査の経過については、平成22年9月15日の第3回上砂川町定例町議会において付託になりました全案件について、去る11月11日、12日の2日間にわたり本特別委員会を開催し、地方自治法の規定に基づき提出された決算書並びに関係書類により、所管課長等から説明聴取し、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、認定第1号 平成21年度上砂川 町一般会計及び特別会計決算と認定第2号 平成 21年度上砂川町水道事業会計決算は、それぞれの 原案のとおり認定すべきものと決定いたしまし た。

以上で報告を終わります。

O議長(堀内哲夫) ただいま決算特別委員長より、認定第1号及び認定第2号についてそれぞれお手元に配付してありますように報告書をもって報告がございました。

本件については全員により審議されております ので、この際質疑、討論を省略し、採決してまい りたいと思いますが、これにご異議ございません か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。認定第1号について、委員 長報告どおり認定することにご異議ございません か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成21年度上砂川町 一般会計及び特別会計決算認定については、委員 長報告どおり原案を認定することに決定いたしま した。

次、認定第2号について、委員長報告どおり認 定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 平成21年度上砂川町 水道事業会計決算認定については、委員長報告ど おり原案を認定することに決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長(堀内哲夫) 日程第6、町長の行政報告 を行います。町長。

○町長(貝田喜雄) 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします平成22年の第3回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議などにつきましては、お手元に配付の報告書により報告とさせていただきますが、そのほか3点について報告をしたいと思います。1点目が旅券の発給申請受理、交付事務の広域連携について、2点目が中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却処理施設建設工事の入札結果について、そして3点目が北海道アグリ株式会社の設立についてであります。

初めに、旅券の発給申請受理、交付事務の広域 連携について報告いたします。旅券の発給、交付 事務の広域連携につきましては、地域主権型社会 を見据え、新たな広域連携の可能性などの調査研 究を行うため、平成21年5月に北海道と中空知広 域圏組合の5市5町で構成する中空知地域広域連 携研究会を開催しまして、平成22年3月に連携が 可能と考えられる項目ごとに短期的課題、中長期 的課題、連携困難な課題に区分をし、中空知地域 広域連携研究会報告書として取りまとめられたと ころであります。この報告書における早期に実現 可能な短期的課題としまして、旅券の発給申請受 理、交付事務、図書館のサービス事務、そして消 費者相談業務の3つの事務が報告され、このうち 当町にかかわる旅券の発給申請受け付け、交付事務の広域連携について関係市町間において協議を 進めてきたところであります。

現在当町での旅券の発給につきましては、岩見 沢の空知総合振興局のパスポートの窓口、もしく は札幌市の北海道パスポートセンターにて申請手 続を行い、交付を受けておりますが、このたび歌 志内市、奈井江町と当町が北海道から権限の移譲 を受けまして、既に平成18年度から実施しており ます砂川市へ事務委託することにより、岩見沢か 札幌に行かなければならなかった申請手続が今度 は砂川市役所の窓口で行うことができるようにな るというものでございまして、住民の利便性の向 上が図られるものであります。また、費用の面に おきましても当町単独で旅券の発給申請事務を行 う場合、初期の経費といたしましてパソコン等の 事務機器購入経費で約80万円のほかに、毎年度機 器の保守点検委託料として3万円がかかることに なりますが、砂川市へ事務委託をした場合には砂 川市における保守点検委託料の一部として年間3, 500円程度の費用負担で事業実施ができますこと から、2市2町間の合意がなされたところであり ます。このことが過日新聞報道されたところでご ざいます。なお、浦臼町、新十津川町、雨竜町に おきましても同様に、滝川市への事務委託につい ての合意がなされたところであります。

今後のスケジュールでございますが、12月9日の道議会定例会におきまして歌志内市、奈井江町と当町への権限移譲が議決されましたので、明年3月開会の町議会定例会において砂川市への委託事務の議決をいただき、4月から6月までの3カ月間の住民周知期間をとった後、平成23年7月1日から砂川市役所の窓口での旅券の申請及び交付が開始されることになるものでございます。

次に、中・北空知廃棄物処理広域連合の一般廃棄物焼却処理施設建設工事及び委託業務について入札が終わりましたので、結果について報告いたします。お手元に配付してございます別紙資料の

ナンバー1をご参照いただきたいと思います。1 件目の一般廃棄物焼却処理施設建設用地構造物詳細設計委託業務につきましては、焼却処分場に隣接するのり面に擁護壁を建設するための設計、地質調査にかかわるものでございまして、10月の25日に入札が行われ、落札業者は東日本設計株式会社で、落札価格は税込みで451万5,000円となり、擁壁等築造工事は広域連合構成市町の地元業者に発注する予定になっております。

2件目は、資料の下段となりますが、一般廃棄 物焼却処理施設建設工事につきましては、11月8 日に入札が行われ、落札業者は日立造船株式会社 東京本社環境・ソリューション事業部でございま して、落札価格は税込みで46億601万4,000円とな り、工期は平成25年3月31日まででありまして、 供用開始予定を平成25年4月1日とし、11月12日 に仮契約を行いまして、12月2日開催の連合議会 の議決を経て正式契約がされたところでありま す。建設場所につきましては、歌志内市で操業し ております株式会社エコバレーの隣接地となるも ので、施設の概要はRCづくりで鉄骨づくり地上 4階建て、管理棟、工場一体型の構造となりまし て、建築面積で2,500平方メートル、建築床面積 で4.650平方メートルで、42.5トンの2基の炉が2 4時間稼働いたしまして、平成25年度の年間処理 量を2万2,806トンと見込んでいるところでござ います。

3件目は、資料の中段の一般廃棄物焼却処理施設建設工事設計・施工監理委託業務で、平成22年度から3年間の施設建設施工にかかわる監理業務で、本体工事と同じ11月8日に入札が行われ、株式会社エイト日本技術開発札幌支店が落札し、落札価格は税込みで6,247万5,000円となったところであり、今後それぞれの工事ごとに所定の手続を踏んで事業が取り進められるものであります。

最後になりますが、3点目として、菌床シイタ ケ栽培事業に係る新会社の設立について報告いた します。資料のナンバー2をご参照いただきたい と思います。このたび朝駒工業団地でシイタケ栽培事業を展開しておりましたジャパンアグリテック社が自社の栽培ハウス2棟とバイオ社の所有する栽培ハウス17棟、そして集荷センター1棟の生産性の向上を図るとして、一括管理するジャパン社が100%出資の新会社、北海道アグリ株式会社を設立し、10月1日から操業を開始しているところでございます。

議員もご承知のとおり生シイタケは市況の影響を受けやすく、売り上げが減少傾向にありまして、特にジャパン社につきましては生シイタケの収穫量が当初計画量に達せず、あわせて著しい価格の低迷によりまして売り上げ面に影響が生じており、バイオ社につきましてもこれまで自社のハウスで栽培していたためほだ木の売り上げが見込めず、厳しい経営状況となっておりましたことから、両者の経営改善を図るべく、生産管理体制強化のもと確固たる増収を図るため、新会社を設立したものであります。

新会社の運営につきましては、ジャパン社の種菌を購入し、関西地区でシイタケ栽培事業を展開し、販路も確立され、実績を上げている株式会社クオリティーの協力を得て行っているもので、操業以降順調に推移しているとの報告を受けております。また、バイオ社の栽培部門を新会社へ移行することにつきましては、会社法の規定によりまして、臨時取締役会で決定されたところであります。

従業員についてでありますが、ジャパン社にあっては特産品開発部門を除く38名、バイオ社にあってはほだ木製造部門を除く43名の合計81名が処遇改善に理解を示し、一部期間要員を除きパートとして採用されたところでございまして、従業員一同一丸となって生産アップに取り組むべく栽培方法を変更したとのことでございます。具体的には、現在2回の摘み取りを1回に変更し、散水量を減らすことで生シイタケの生産量が安定し、同一規格で日もちのする生シイタケが栽培できると

いうことで、東京方面への出荷が可能となり、売り上げも向上しているとのことでございます。

なお、新会社設立によるバイオ社の経営状況に つきましては、市況の影響を受けやすく売り上げ が減少傾向にあった栽培部門が分離されたことに よりまして、労務費や管理費が大幅に削減される など企業のスリム化が図られるとともに、ほだ木 の売上金の回収もスムーズに進み、経営の安定に つながり、良質なほだ木の生産供給に特化できる ものと考え、期待するところであります。本町に おきましては、今後も各企業の育成支援が必要を 地形成を図りたいとの思いもあり、現在シイタケ 関連企業4社で約130人の雇用がありますので、 今後も経営状況等の把握に努め、対応してまいり たいと考えていることを申し上げまして、町長の 行政報告とさせていただきます。

○議長(堀内哲夫) 以上で町長の行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

〇議長(堀内哲夫) 次、日程第7、教育長の教育行政報告を行います。教育長。

〇教育長(勝又 寛) 教育行政報告を申し上げます。

平成22年第3回定例会以降の町内外の主な会議、行事につきましては、お手元に配付させていただいております報告書のとおりでございますが、英語指導助手の再任用につきましてご報告を申し上げます。

現在の英語指導助手でありますレノックス・ピーター氏27歳は、平成20年8月4日に新規任用といたしましてカナダ、マニトバ州ウィニペグ市から来町されまして、現在は本町の単身者住宅に居住しまして、平成23年度からの小学校での新学習指導要領に伴う小学生における英語教育の準備を兼ねて、中学校に配置されているところでございます。中学校では、各学年の英語授業に指導助手

として出席し、通常授業では生徒とはすべて英会 話ですることとしており、3年生には特に高校受 験用のリスニングの指導を行い、徐々にではあり ますが、聞き取りの向上が図られております。ま た、小学校の低学年、中学年、高学年を対象とし てグループ別に1カ月2時間程度の授業や、保育 園では日常あいさつ、絵本を通じた英語、ゲーム や歌などの英語、耳や目から入る英語の理解を中 心とした内容で1カ月に1回の割で英語になれ親 しむ外国人との触れ合い事業を実施しておりま す。社会教育事業では、小学生を対象としました グッドイングリッシュを月1回土曜日に実施し、 季節感のある英語圏の生活風習を学ぶなど幼少期 からの外国語などへの理解を深め、授業への出席 については子供たちから英語であいさつされる様 子が生まれてきており、3年間の積み重ねが見受 けられ、現在も活躍されております。来町当時は 日本語が上手に話すこともできず、本人も手間取 っておりましたが、現在は日常会話のみならず専 門的な用語も覚え、子供たちからも慕われており、 実にまじめに授業や事業に取り組む姿勢がうかが え、保育園の保育士や学校の教職員からも高い評 価を受けている人材であります。

任用につきましては、平成20年当初では任用期間は毎年再任用契約を行い、最長で3年間となっておりましたが、前にも述べましたように小学校5、6年生英語授業の本格的開始に向け、財団法人自治体国際化協会の要綱変更により最長で5年間の再任用が可能となったところであり、人材派遣の窓口であります北海道庁国際課にも確認し、平成23年度に関しましても本人の意向及び自治体との相互理解により問題がなければ再任用も可能である旨を確認し、10月には本人の意向の確認を行ったところ、このまま継続して上砂川に滞在し、現在の事業などを実施していただけることになり、来年8月以降平成24年7月までの1年間の再任用を現在のところ考えているところであります。

今後の手続でありますが、12月中に再度本人の 意向確認と、2月には雇用契約を進めることにな り、なれ親しんだ同一の外国語指導助手との授業 と事業実施が継続できることに対しまして、子供 たちにとりましても大変よいことと判断している ところでありますので、ご理解をお願い申し上げ たいと思います。

以上申し上げまして、教育行政報告にさせてい ただきます。

〇議長(堀内哲夫) 以上で町長の行政報告並び に教育長の教育行政報告を終わります。

◎議案第50号

○議長(堀内哲夫) 日程第8、議案第50号 上 砂川町火災予防条例の一部を改正する条例制定に ついて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(貝田喜雄) ただいま上程されました議 案第50号 上砂川町火災予防条例の一部を改正す る条例制定について提案理由を申し述べますの で、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町火災予防条例の一部を改正する条例を 次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、住宅用防災機器の 設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を 定める省令の一部改正に伴い、本条例に規定する 関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

〇副町長(奥山光一) それでは、ご指示により、 議案第50号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が平成22年8月22日に公

布されたことに伴い、この省令に準拠し規定して おります本条例の一部を改正するものでございま す。

改正の内容でございますが、マンションやアパートなどの共同住宅につきましては各居室ごとに住宅用火災報知機の設置が、またグループホームにつきましては連動型自動火災報知機の設置がそれぞれ義務づけられておりましたが、共同住宅の一部をグループホームとして設置する施設が近年増加してきたことに伴い、複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令によりこれらの施設を複合型居住施設として位置づけ、グループホームとして使用する居室に対しまして連動型自動火災報知機の設置が新たに義務づけられましたので、この部分の火災報知機が重複とならないよう住宅用火災報知機の設置を免除する規定を加えるものでございます。

なお、施行期日でございますが、平成22年12月 1日から適用するものでありますので、ご理解願 います。

それでは、本文に入らさせていただきます。上 砂川町火災予防条例の一部を改正する条例。

上砂川町火災予防条例(昭和61年上砂川町条例 第15号)の一部を次のように改正する。

第29条の5に次の1号を加える。

(6)第29条の3第1項各号又は前条第1項に 掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報 知設備を複合型居住施設における必要とされる防 火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関 する省令(平成22年総務省令第7号)第3条第2 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上 の基準の例により設置したとき。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成22年12 月1日から適用する。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で内容の説明を終わり

ます。

◎議案第51号

〇議長(堀内哲夫) 日程第9、議案第51号 上 砂川町過疎地域自立促進市町村計画について議題 といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(貝田喜雄) ただいま上程されました議 案第51号 上砂川町過疎地域自立促進市町村計画 について提案理由を申し述べますので、ご審議く ださるようお願いいたします。

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第 15号)第6条第1項の規定により、上砂川町過疎 地域自立促進計画を次のとおり策定するものとす る。

提案理由といたしましては、平成12年度に10年間の時限立法で施行された過疎地域自立促進特別措置法が6年間延長されたことから、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により平成22年度から平成27年度までの計画を策定するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、計画の本文が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、計画の本文の読み上げについては、 省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(奥山光一) それでは、ご指示により、 議案第51号について内容の説明をいたします。

現在の過疎計画につきましては平成12年4月1

日から10年間の時限立法で施行され、過疎地域自立促進特別措置法に基づき策定いたしましたが、平成22年3月31日をもちまして期限が失効したところでございます。しかし、国は現在も過疎地域においては住民生活の安全、安心の基盤となる公共施設の整備水準について都市との地域間格差がなお存在しているほか、財政状況が厳しく、著しい人口減少と高齢化の進展、将来の維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足などさまれる集落の発生、身近な生活交通の不足などさまざまな問題に直面しているとの判断から、現状認識を踏まえ、現行の失効期限を6年間延長する改正過疎法の施行に伴い、平成22年から平成27年までの計画を策定するものであります。

また、改正過疎法では、過疎債について財政支援の対象が従来のインフラ整備、ハード事業だけではなく、住民が安心、安全に暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的としたソフト事業にも拡大されました。過疎債の承認額は、ハード事業につきましてはこれまで同様事業費によりますが、ソフト事業につきましては限度額が定められ、この限度額につきましては普通交付税にて算出されます基準財政需要額と財政力指数などにより算出されるもので、本町におけるソフト事業に係る限度額は4,500万円程度となるものでございます。

それでは、お手元に配付しております計画書により、計画の概要についてご説明いたします。本計画の策定に当たりましては、国から示されました様式に沿いまして、10の項目で本町の現況と問題点及びその対策を記述しているものであります。

初めに、第1項、基本的な事項でありますが、 1ページから10ページまで記述しており、1ページには本町の自然や歴史的経過に触れるとともに、社会的、経済的な諸条件並びに過疎の状況につきまして記述しております。

2ページの社会経済的発展の方向の概要では、 今後の見通しとして男子雇用型企業の誘致活動の 展開で産業と人口の定着を図り、あわせて商工会議所などとの連携により既存企業の体質強化を進めることを記述しているところであります。

3ページからは、人口及び産業の推移と動向として、国勢調査結果により人口、産業別就業者の推移と動向を、6ページの行財政の状況につきましては、町税や交付税が減少する中、炭鉱閉山後の新しい町づくりの地域振興対策や後処理対策に多額の費用を要したことにより財政の硬直化が進んでいることから、行財政改革を行い、行政のスリム化を図るとともに、費用対効果を見きわめ、効率的かつ効果的な行財政運営に努めることとしております。

7ページ、8ページには本町の行政機構図を、 9ページでございますが、施設整備水準などの現 況と動向について記述しております。

次に、10ページでございます。地域の自立促進の基本方針として、企業誘致を初めとする産業の振興、住民生活に直接直結したインフラ整備、福祉と教育の充実を図りながら、住民の積極的な行政参画と人材育成に努め、自立できる町づくりを進めることとしております。

第2項の産業の振興につきましては、11ページから14ページまで産業別にそれぞれ記述しており、15ページには過疎地域自立促進特別事業として今回の計画から認められましたソフト事業について記述しており、ソフト事業につきましては各項目の過疎地域自立促進特別事業として記述しているところでございます。特に工業、商業については景気の低迷や人口減少などにより既存企業の散退と商店の衰退が顕著でありますので、13ページから14ページに記述している経営基盤の安定に重点を置いた諸施策や商工会議所の連携について触れているところであります。農林水産業につきましては、シイタケを中心とした菌床シイタケ総合生産地形成を目指すこととしております。

第3項でございますが、交通通信体系の整備、 情報化及び地域間交流の促進について16ページか ら24ページまで記述しております。主な事業といたしましては、21ページから24ページに記載のとおり、道道2路線の整備促進、町道の補修、歩道整備、除雪車の更新、橋梁の点検、補修などを記述しているところでございます。

第4項は、生活環境の整備について25ページから30ページまで記述しております。主な事業といたしましては、28ページから30ページに記載のとおり上下水道の整備、一般廃棄物最終処分場補修工事、消防広報車の更新、公営住宅整備、公営住宅水洗化などの改修整備などでございます。

第5項には、高齢者等の保健及び福祉向上及び 増進について31ページから35ページまで記述して いるところであります。31ページには、炭鉱閉山 から23年が経過し、高齢化率が42.3%と全国平均 を大きく上回り、典型的な少子高齢化社会への進 展をしている中で、高齢者の方が住みなれた地域 で安心して暮らせるよう、主な事業といたしまし て32ページから35ページに記載のとおり、救急医療情報キットの配布事業や介護施設備品の整備、 除雪サービス事業、在宅福祉サービス事業などに ついて記述しております。また、児童福祉対策と いたしまして、中学生以下医療費助成、おひさま ルームや、子宮頸がん、ヒブワクチン予防接種助 成などの子育て支援事業について記述していると ころでございます。

36ページには、第6項、医療の確保について記述しており、医療技術設備の整備や、小児夜間休日救急体制病院との連携強化などについて記述しているところでございます。

第7項は教育の振興で、37ページから39ページの中では、乳幼児教育、義務教育、社会教育、生涯教育、社会体育の振興についてそれぞれ課題と対策について記述しており、主な事業といたしましては、町民の災害時の避難場所でもございます町民センター、体育センターの耐震化大規模改修や、町営球場の改修、福井県福井市の鶉地区との交流事業などを、40ページの第8項、地域文化の

振興等について、文化協会の育成助長、新たな学 習支援者の育成などについて記述しております。

41ページにつきましては、第9項の集落の整備 について、集落再編整備といたしまして、新たな 分譲団地の造成や公的住宅の集約化を進めること について記述しております。

第10項のその他地域の自立促進に関し、必要な 事項につきましては42ページから43ページに記述 しており、具体的な事業といたしましては移住定 住対策や各種システムの更新などとなっておりま す。

44ページから最終ページでございますが、48ページまでにつきましては、各項目で記述されておりますソフト事業について再掲したものでございます。

以上が過疎地域自立促進市町村計画の内容でございますが、議長のお取り計らいによりまして、 計画本文の読み上げにつきましては省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で内容の説明を終わります。

○議長(堀内哲夫) 以上で内容の説明を終わります。

ここで10分間休憩に入ります。

休憩 午前10時48分 再開 午前11時00分

○議長(堀内哲夫) 休憩を解きまして、休憩前 に引き続きまして会議を開きます。

◎議案第52号

〇議長(堀内哲夫) 日程第10、議案第52号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算(第4号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(貝田喜雄) ただいま上程されました議 案第52号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算 (第4号)について提案理由を申し述べますので、 ご審議くださるようお願いいたします。

本文をご参照ください。平成22年度上砂川町一

般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところ による。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,510万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億9,800万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該 区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金 額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年12月15日提出

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄 以下、内容の説明は副町長からいたしますので、 よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(奥山光一) それでは、ご指示により、 議案第52号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算 補正。1、歳入、13款国庫支出金142万6,000円の 追加で、1億2,482万7,000円となります。

1項国庫負担金82万6,000円の追加で、1億521 万6,000円となります。

2 項国庫補助金60万円の追加で、1,857万4,000 円となります。

14款道支出金230万6,000円の追加で、1億2,32 0万9,000円となります。

1 項道負担金 5 万6,000円の追加で、7,192万8,000円となります。

2 項道補助金42万2,000円の追加で、3,529万5,000円となります。

3 項道委託金182万8,000円の追加で、1,598万6,000円となります。

18款諸収入1,000万円の追加で、2億5,926万9,000円となります。

5 項雑入1,000万円の追加で、2億4,733万6,00 0円となります。 20款繰越金136万8,000円の追加で、3,779万8,00円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が1,510万円の追加で、24億9,800万円 となります。

2、歳出、1款議会費30万6,000円の追加で、3,299万8,000円となります。

1項議会費、同額であります。

2 款総務費583万1,000円の追加で、1億2,655 万1,000円となります。

1 項総務管理費110万3,000円の追加で、1億50 6万3,000円となります。

2項徴税費290万円の追加で、816万7,000円となります。

4 項選挙費182万8,000円の追加で、659万円となります。

3 款民生費267万3,000円の追加で、6 億6,151 万7,000円となります。

1 項社会福祉費39万1,000円の追加で、5億9,5 80万7,000円となります。

2 項児童福祉費228万2,000円の追加で、6,517 万1,000円となります。

4款衛生費110万5,000円の追加で、2億1,485万2,000円となります。

1項保健衛生費50万5,000円の追加で、8,658万7,000円となります。

2 項清掃費60万円の追加で、1億2,826万5,000 円となります。

7款商工費1,140万円の追加で、8,425万7,000 円となります。

1項商工費、同額であります。

8 款土木費897万7,000円の減額で、2 億811万4,000円となります。

1 項土木管理費608万8,000円の減額で、7,089 万1,000円となります。

3 項住宅費288万9,000円の減額で、9,953万7,0 00円となります。

9款消防費25万9,000円の減額で、1億3,764万

8,000円となります。

1項消防費、同額であります。

10款教育費225万3,000円の追加で、8,695万9,000円となります。

1 項教育総務費11万3,000円の追加で、627万2,000円となります。

2項小学校費214万円の追加で、2,913万7,000 円となります。

13款職員費76万8,000円の追加で、4億1,352万6,000円となります。

1項職員費、同額であります。

歳出合計が1,510万円の追加で、24億9,800万円 となります。

事項別明細書6ページ、歳出でございます。このたびの補正につきましては、11月29日開催の第4回臨時町議会におきまして承認をいただきました本年度の人事院勧告及び町単独行財政改革に係る給与等の見直しのほか、共済掛金の引き上げ等による人件費、賃金等の精査をするものでございます。

3、歳出、議会費、議会費、1目議会費30万6, 000円の追加で、3,299万8,000円となります。議 員報酬、期末手当等の精査でございます。

総務費、総務管理費、1目一般管理費110万3,000円の追加で、4,172万円となります。臨時職員に係ります健保、年金等の掛け率変更に伴う追加でございます。

総務費、徴税費、2目賦課徴収費290万の追加で、805万円となります。国税局からの確定申告者に係る所得データの通知について、23年の確定申告時から紙媒体から電子データに変更されることに伴う国税連携システム導入業務の委託料を計上するものでございます。

総務費、選挙費、5目北海道知事道議会議員選 挙費182万8,000円の追加で、182万8,000円となり ます。平成23年3月24日公示の北海道知事選挙及 び4月1日公示の道議会議員選挙の関係予算の計 上でございます。投票日につきましては4月10日 となっておりますが、1節から18節備品購入費までの期日前投票等に係る経費の補正計上でございます。

続きまして、民生費でございます。社会福祉費、 4目特別養護老人ホーム費85万9,000円の追加で、 1億2,805万9,000円となります。給料など人件費 の精査と臨時介護員の賃金42万円を追加するもの でございます。

次ページでございます。6目デイサービスセンター費65万8,000円の追加で、2,152万9,000円となります。給料などの人件費の精査と臨時介護員の賃金44万円の追加のほか、11節需用費におきましては浴室ろ過器の修繕料15万円を追加するものでございます。

8 目地域包括支援センター費112万6,000円の減額で、1,983万1,000円となります。人件費の精査のほか、臨時職員1名の特別会計への異動に伴い、賃金で94万7,000円を減額するものでございます。

民生費、児童福祉費、1目児童福祉総務費94万1,000円の追加で、5,069万8,000円となります。 児童手当の精査によりまして6万円の減額をいたしますほか、子ども手当につきましては年度途中での転入、出産等により対象者が増となったことにより100万1,000円を追加するものでございます。

2目保育所費134万1,000円の追加で、1,447万3,000円となります。7節賃金で134万1,000円の追加でございますが、こちらにつきましては保育士1名の産休等の取得に伴います代替保育士の賃金として81万4,000円の追加と、あわせまして年度途中での3歳未満児の入園児が増となりましたことから、子育て支援事業の一環といたしまして、代替保育士を確保しながら入園希望に対応するため、代替保育士賃金52万7,000円を追加するものでございます。

衛生費、保健衛生費、1目保健衛生総務費50万5,000円の追加で、6,417万3,000円となります。 水道事業会計への繰出金を追加するものでござい ます。

衛生費、清掃費、2目じん芥処理費60万円の追加で、8,244万円となります。11節需用費で最終処分場汚水処理用原水ポンプの修繕料60万円を追加するものでございます。

続きまして、商工費でございます。商工費、2 目企業開発費1,000万円の追加で、4,599万5,000 円となります。お手元に配付しております資料ナ ンバー3をごらん願います。このたびの助成事業 につきましては、空知産炭地域総合発展基金、新 基金でございますが、こちらの原資の取り崩しに よりまして、株式会社上砂川ファームのシイタケ 栽培棟2棟の建設整備に伴う助成でございます。 事業の概要でございますが、建設業から新分野進 出へ事業展開を図り、既存企業よりシイタケ栽培 に係る指導等を得まして、シイタケの生産、販売 等の事業を実施するため、252.72平米のハウス2 棟の建設及び附帯設備等を整備するものでござい ます。設備投資額につきましては4,225万円で、 このうち1,000万円について助成するものでござ います。生産計画につきましては7に記載のとお りでございまして、新規雇用者につきましては5 名となるものでございます。

予算書へお戻り願います。3目観光費140万円の追加で、1,675万1,000円となります。振興公社に無償貸与しておりますトラック、冷蔵庫等の更新をするため、新たに追加計上するものでございます。

続きまして、土木費、土木管理費、1目土木総務費608万8,000円の減額で、7,089万1,000円となります。人件費の精査等によります下水道事業特別会計繰出金の減でございます。

土木費、住宅費、2目公営住宅建設費288万9,0 00円の減額で、5,403万4,000円となります。職員 の異動等人件費の精査によるものでございます。

次のページでございます。消防費、消防費、1 目常備消防費25万9,000円の減額で、1億2,786万 4,000円となります。人件費の精査によるもので ございます。

教育費、教育総務費、2目事務局費11万3,000円の追加で、538万4,000円となります。共済費の追加で、小中学校の臨時職員等にかかわります健保、年金等の掛け率変更に伴う追加でございます。

教育費、小学校費、2目教育振興費214万円の追加で、770万円となります。平成23年度学習指導要領の改訂に伴い、11節では教師用の指導図書の購入費といたしまして94万円を追加するほか、理科、算数教材用備品といたしまして標本模型、体積実験機等の備品購入費といたしまして120万円を追加するものでございます。

職員費、職員費、1目職員給与費76万8,000円の追加で、4億1,352万6,000円となります。退職者2名のほか、特別会計との異動等による給料等の人件費の精査のほか、3年ごとに行われます退職手当組合への負担金の精算金といたしまして、970万1,000円の追加を行うものでございます。

続きまして、5ページ、歳入にまいります。2、歳入、国庫支出金、国庫負担金、1目民生費負担金82万6,000円の追加で、1億521万6,000円となります。児童手当と子ども手当との歳出連動に伴います計上でございます。

国庫支出金、国庫補助金、3目教育費補助金60万円の追加で、82万5,000円となります。1節小学校費補助金につきましては、歳出でご説明いたしました理科、算数用教材備品購入経費の2分の1の補助金の計上でございます。

道支出金、道負担金、1目民生費負担金5万6,000円の追加で、5,878万8,000円となります。国庫負担金に連動いたします児童手当及び子ども手当の道負担金の計上でございます。

道支出金、道補助金、2目民生費補助金42万2,000円の追加で、832万5,000円となります。1節社会福祉費補助金につきましては、保育士の産休代替に係ります産休代替職員の賃金等の道補助金を計上するものでございます。

道支出金、道委託金、1目総務費委託金182万8,

000円の追加で、1,451万2,000円となります。4 節選挙費委託金につきましては、北海道知事・道 議会議員選挙費の道の委託金を歳出と同額を計上 するものでございます。

次ページでございます。諸収入、雑入、5目雑入1,000万円の追加で、2億4,733万2,000円となります。空知産炭地域総合発展基金助成金を歳出同額計上するものでございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金136万8,000円の追加で、3,779万8,000円となります。不足となる財源につきまして、前年度繰越金を充当するものでございます。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第53号

〇議長(堀内哲夫) 日程第11、議案第53号 平成22年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(貝田喜雄) ただいま上程されました議 案第53号 平成22年度上砂川町国民健康保険特別 会計(事業勘定)補正予算(第1号)について提 案理由を申し述べますので、ご審議くださるよう お願いいたします。

平成22年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,524万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該 区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金 額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年12月15日提出

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄 以下、内容の説明は副町長からいたしますので、 よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

〇副町長(奥山光一) それでは、ご指示により、 議案第53号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算 補正。1、歳入、4款諸収入126万円の追加で、1 26万5,000円となります。

2項雑入126万円の追加で、126万3,000円となります。

歳入合計が126万円の追加で、1億4,524万8,00 0円となります。

2、歳出、1款総務費126万円の追加で、1億4, 509万3,000円となります。

1 項総務管理費126万円の追加で、1億4,414万 2,000円となります。

歳出合計が126万円の追加で、1億4,524万8,00 0円となります。

事項別明細書4ページ、歳出でございます。3、 歳出、総務費、総務管理費、1目一般管理費126 万円の追加で、1億4,414万2,000円となります。 平成23年4月より国保連合会からの医療情報が紙 媒体から電子データに変更となることから、国保 電算システムの改修業務委託料を計上するもので ございます。

歳入でございます。2、歳入、諸収入、雑入、 3目雑入126万円の追加で、126万1,000円となり ます。1節雑入で、空知中部広域連合交付金とし て歳出同額措置されるものでございます。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で内容の説明を終わり ます

◎議案第54号

○議長(堀内哲夫) 日程第12、議案第54号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算 (第2号) について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(貝田喜雄) ただいま上程されました議 案第54号 平成22年度上砂川町立診療所事業特別 会計補正予算(第2号)について提案の理由を申 し述べますので、ご審議くださるようお願いいた します。

平成22年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,284万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該 区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金 額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年12月15日提出

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄 以下、内容の説明は副町長からいたしますので、 よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

〇副町長(奥山光一) それでは、ご指示により、 議案第54号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、3款諸収入20万6,000円の追加で、520万6,000円となります。

1項雑入、同額であります。

歳入合計が20万6,000円の追加で、1億1,284万8,000円となります。

2、歳出、1款総務費20万6,000円の追加で、6,298万9,000円となります。

1項施設管理費、同額であります。

歳出合計が20万6,000円の追加で、1億1,284万

8,000円となります。

事項別明細書4ページ、歳出でございます。3、 歳出、総務費、施設管理費、1目一般管理費20万 6,000円の追加で、6,298万9,000円となります。 給料等の人件費の精査によるものでございます。

歳入でございます。2、歳入、諸収入、雑入、 1目雑入20万6,000円の追加で、520万6,000円と なります。その他雑入といたしまして、インフル エンザ接種料を見込むものでございます。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で内容の説明を終わり ます。

◎議案第55号

○議長(堀内哲夫) 日程第13、議案第55号 平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正 予算(第1号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(貝田喜雄) ただいま上程されました議 案第55号 平成22年度上砂川町老人保健施設事業 特別会計補正予算(第1号)について提案の理由 を申し述べますので、ご審議くださるようお願い いたします。

平成22年度上砂川町老人保健施設事業特別会計 補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ337万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,650万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該 区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金 額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成22年12月15日提出

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄 以下、内容の説明は副町長からいたしますので、

よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(奥山光一) それでは、ご指示により、 議案第55号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算 補正。1、歳入、4款町債40万円の追加で、5,38 0万円となります。

1項町債、同額であります。

5 款繰越金297万4,000円の追加で、297万4,000 円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が337万4,000円の追加で、2億2,650 万3,000円となります。

2、歳出、1款老人保健施設費337万4,000円の 追加で、2億287万2,000円となります。

1項総務費、同額であります。

歳出合計が337万4,000円の追加で、2億2,650 万3,000円となります。

第2表、地方債補正。1、変更、起債の目的、 補正前限度額、補正後限度額。老人保健施設整備 事業5,340万円を5,380万円へ。

4ページ、事項別明細書でございます。3、歳出、老人保健施設費、総務費、1目一般管理費337万4,000円の追加で、2億287万2,000円となります。看護師1名の採用に係る人件費等の精査によるものでございます。7節賃金につきましては、看護師採用に伴いまして、臨時看護師の賃金と臨時事務員について一般会計からの異動に伴う追加でございます。15節工事請負費でございますが、こちらにつきましては老人保健施設のスプリンクラー設置工事に係る執行残の精査によるものでございます。

歳入でございます。2、歳入、町債、町債、1 目老人保健施設事業債40万円の追加で、5,380万 円となります。老人保健施設整備事業債の起債対 象経費の増により追加するものでございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金297万4,000円の追加で、297万4,000円となります。不足となります 財源につきまして、前年度繰越金を充当するものでございます。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第56号

○議長(堀内哲夫) 日程第14、議案第56号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算 (第2号) について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(貝田喜雄) ただいま上程されました議 案第56号 平成22年度上砂川町下水道事業特別会 計補正予算(第2号)について提案理由を申し述 べますので、ご審議くださるようお願いいたしま す。

平成22年度上砂川町下水道事業特別会計補正予 算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それ ぞれ608万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ1億7,988万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該 区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金 額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年12月15日提出

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄 以下、内容の説明は副町長からいたしますので、 よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

〇副町長(奥山光一) それでは、ご指示により、 議案第56号について内容の説明をいたします。 2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、4款繰入金608万8,000円の減額で、6,163万2,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計が608万8,000円の減額で、1億7,988 万9,000円となります。

2、歳出、1款下水道費608万8,000円の減額で、 5,335万9,000円となります。

1 項下水道整備費608万8,000円の減額で、4,82 6万8,000円となります。

歳出合計が608万8,000円の減額で、1億7,988 万9,000円となります。

4ページ、事項別明細書、歳出でございます。 3、歳出、下水道費、下水道整備費、2目下水道 建設費608万8,000円の減額で、3,765万1,000円と なります。職員1名が一般会計へ異動しており、 人件費の精査によるものでございます。

歳入でございます。2、歳入、繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金608万8,000円の減額で、6,163万2,000円となります。一般会計繰入金を減額し、収支の均衡を図るものでございます。以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で内容の説明を終わります。

◎議案第57号

〇議長(堀内哲夫)日程第15、議案第57号 平成22年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(貝田喜雄) ただいま上程されました議 案第57号 平成22年度上砂川町水道事業会計補正 予算(第2号)について提案理由を申し述べます ので、ご審議くださるようお願いいたします。

(総則)

第1条 平成22年度上砂川町水道事業会計補正 予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成22年度上砂川町水道事業会計予算 (以下「予算」という。)第3条に定めた収益的 収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(収入)

科目、第1款水道事業収益、既決予定額1億5,855万6,000円、補正予定額52万9,000円、計1億5,908万5,000円。

第2項営業外収益2,994万9,000円、52万9,000円、3,047万8,000円。

(支出)

科目、第1款水道事業費用、既決予定額1億5,855万6,000円、補正予定額52万9,000円、計1億5,908万5,000円。

第1項営業費用1億345万5,000円、52万9,000 円、1億398万4,000円。

(資本的収入及び支出)

第3条 平成22年度上砂川町水道事業会計補正 予算(以下「補正予算」という。)(第1号)第 2条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次 のとおり補正する。

(収入)

科目、第1款資本的収入、既決予定額7,186万4,000円、補正予定額、減額342万4,000円、計6,844万円。

第 2 項企業債4,110万円、減額340万円、3,770万円。

第4項他会計補助金8万6,000円、減額2万4,0 00円、6万2,000円。

(支出)

科目、第1款資本的支出、既決予定額1億2,36 5万6,000円、補正予定額、減額342万4,000円、計 1億2,023万2,000円。

第 2 項建設改良費5,710万円、減額342万4,000 円、5,367万6,000円。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第4条 予算第6条で定めた経費の金額を、次のとおり改める。

科目、職員給与費、既決予定額1,859万1,000円、 補正予定額、減額5万6,000円、計1,853万5,000 円。

(企業債)

第5条 補正予算(第1号)第3条に定めた、 企業債の限度額「4,110万円」を「3,770万円」に 改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第7条で定めた、企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額「2,858万7,000円」を「2,911万6,000円」に改め、補正予算(第1号)第4条で定めた、建設改良のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を「8万6,000円」を「6万2,000円」に改める。

平成22年12月15日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄 以下、内容の説明は副町長からいたしますので、 よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長(奥山光一) それでは、ご指示により、 議案第57号について内容の説明をいたします。

3ページでございます。平成22年度水道事業会計予算実施補正計画書。収益的収入及び支出、収益的収入、1款水道事業収益52万9,000円の追加で、1億5,908万5,000円となります。

2 項営業外収益52万9,000円の追加で、3,047万8,000円となります。

2 目繰入金52万9,000円の追加で、2,911万6,00 0円となります。

収益的支出、1款水道事業費用52万9,000円の 追加で、1億5,908万5,000円となります。

1 項営業費用52万9,000円の追加で、1億398万4,000円となります。

1目原水及び浄水費58万5,000円の追加で、1,7 91万7,000円となります。

4目総係費5万6,000円の減額で、2,236万1,00 0円となります。

次ページでございます。資本的収入及び支出、 資本的収入、1款資本的収入342万4,000円の減額 で、6,844万円となります。

2 項企業債340万円の減額で、3,770万円となり ます。

1目企業債340万円の減額で、3,770万円となり ます。

4 項他会計補助金 2 万4,000円の減額で、6 万2,000円となります。

1目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出342万4,000円の減額で、1億2,023万2,000円となります。

2 項建設改良費342万4,000円の減額で、5,367 万6,000円となります。

1目簡易水道等施設整備事業費、同額であります。

事項別明細書5ページ、収益的支出であります。 収益的支出、水道事業費用、営業費用、1目原水 及び浄水費58万5,000円の追加で、1,791万7,000 円となります。動力費につきましては、長雨によ り渇水ポンプの運転を行いませんでしたので、渇 水ポンプ場電気料を減額するものでございます。 薬品費80万円の追加につきましては、長雨と集中 豪雨により濁度処理のための凝集剤等の購入費用 を追加するものでございます。

4目総係費 5 万6,000円の減額で、2,236万1,00 0円となります。手当等人件費の精査によるもの でございます。

収益的収入でございます。収益的収入、水道事業収益、営業外収益、2目繰入金52万9,000円の追加で、2,911万6,000円となります。一般会計繰入金を充当し、収支の均衡を図るものでございます。

次、7ページ、資本的支出でございます。資本

的支出、資本的支出、建設改良費、1目簡易水道 等施設整備事業費342万4,000円の減額で、5,367 万6,000円となります。工事請負費、委託料とも にいずれも工事の執行残の精査によるものでござ います。

資本的収入でございます。資本的収入、資本的収入、企業債、1目企業債340万円の減額で、3,770万円となります。簡易水道等施設整備費事業債340万円の減額につきましては、工事請負費、委託料等の資本的支出の減額に伴い、精査するものでございます。

資本的収入、他会計補助金、1目他会計補助金 2万4,000円の減額で、6万2,000円となります。 他会計補助金2万4,000円の減額につきましては、 企業債同様資本的支出の減額に伴います一般会計 からの補助金の精査によるものでございます。 以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で内容の説明を終わり ます。

◎休会について

○議長(堀内哲夫) 以上で本日の日程は全部終 了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日16日を休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、明日16日は休会することに決定い たしました。

なお、休会中については常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、17日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方お願いいたします。

◎散会の宣告

○議長(堀内哲夫) 本日はこれにて散会いたし

ます。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時40分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署名議員水谷寿彦

署 名 議 員 斎 藤 勝 男

第4回定例町議会

(第 2 号)

平 成 2 2 年

上砂川町議会第4回定例会会議録(第2日)

12月17日(金曜日)午前10時00分 開 議 午前10時45分 閉 会

〇議事日程 第2号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 一般質問

- 第 3 議案第50号 上砂川町火災予防条 例の一部を改正する条例制定につい 7
- 第 4 議案第51号 上砂川町過疎地域自 立促進市町村計画について
- 第 5 議案第52号 平成22年度上砂川 町一般会計補正予算(第4号)
- 第 6 議案第53号 平成22年度上砂川 町国民健康保険特別会計(事業勘定) 補正予算(第1号)
- 第 7 議案第54号 平成22年度上砂川 町立診療所事業特別会計補正予算 (第2号)
- 第 8 議案第55号 平成22年度上砂川 町老人保健施設事業特別会計補正予 算(第1号)
- 第 9 議案第56号 平成22年度上砂川 町下水道事業特別会計補正予算(第 2号)
- 第10 議案第57号 平成22年度上砂川 町水道事業会計補正予算(第2号) ※ 議案第50号~第57号は、質 疑・討論・採決とする。
- 第11 調査第4号 所管事務調査について (追加日程)
- 第12 意見書案第17号 地域医療と国立 病院の充実を求める意見書
- 第13 意見書案第18号 北海道開発の枠 ◎一般質問

組みの堅持と北海道局の存続に関す る意見書

- 第14 意見書案第19号 TPPへの参加 を行わないよう求める意見書
- 第15 意見書案第20号 切れ目ない中小 企業支援及び金融支援策を求める意 見書

〇会議録署名議員

2番 水 谷 寿 彦 3番 男 斎 藤 勝

◎開議の宣告

〇議長(堀内哲夫) おはようございます。ただ いまの出席議員は9名であります。

理事者側につきましても全員出席しておりま

定足数に達しておりますので、平成22年第4回 上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休 会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(開議 午前10時00分)

◎会議録署名議員指名について

○議長(堀内哲夫) 日程第1、会議録署名議員 指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定に よって、2番、水谷議員、3番、斎藤議員を指名 いたします。よろしくお願いいたします。

○議長(堀内哲夫) 日程第 2 、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、許可してまいりたいと思います。

◇ 髙 橋 成 和 議員

○議長(堀内哲夫) 5番、髙橋議員、ご登壇の 上ご発言願います。

○5番(髙橋成和) 私は、平成22年第4回定例会に当たり、通告しております第6次町づくり計画策定に向けての今後の課題と展望についてというタイトルで質問させていただきます。

質問の趣旨を述べさせていただきますが、こと しの春になると思いますが、マスコミ等などで同 じ旧産炭地である釧路市の生活保護受給者の自立 支援への取り組みについての内容が新聞やテレビ で頻繁に紹介されておりました。現在釧路市の人 口は約18万5,000人で、9万2,000世帯が暮らして おります。そのうち生活保護受給者が9,250人、5, 940世帯と聞いております。住民20人に1人、5 %以上が受給措置を受けており、母子家庭は16.3 %と全国平均の倍となっており、人口1,000人中 の割合を示す保護率は49.5パーミルで、有効求人 倍率は非常に低く、0.26となっております。全国 的に見ても、受給者数が190万人を超え、137万世 帯となっており、10年前と比べ2倍の水準に上が ってきていることから、今後国の動向次第では将 来的には生活保護費の負担を自治体に強いられる のではないかと、私は大変危惧しているところで ございます。

本題に入りますが、措置の4分の1を自治体の 持ち出しとしている釧路市とは異なり、上砂川町 は北海道の施策のもと窓口業務だけを行ってお り、現在のところ扶助費等の負担はないかと思わ れますが、今後のために認識しておきたいと思い ますので、本町の受給者数と世帯数及び保護率を お聞かせ願います。

質問の趣旨を述べたように第6次町づくり計画 策定に向けて人口減少問題を考えますと、現在の ところ生活保護受給者の町外からの受け入れにつ きましては問題がないかと思われますが、高齢化 率40%を超えている我が町については今後受給者 の割合がますます増加傾向にあり、次世代への負 担が大きくなるような気がしてなりません。私の 見解として、自立できる見込みのある人でも、現 在の制度を見ますと自立の助長を行うようにはな っておりますが、措置が切れたと同時に本人の負 担が発生することから、簡単に自立するというの は難しいと感じております。町独自の施策として 自立に向けた税金、医療費、住宅使用料、保険料 等の緩和措置など受給者が自立しやすい体制づく りが必要かと思いますし、釧路市を参考に自立に 向けたボランティア活動や資格取得に向けたプロ グラムの設置など将来に備える必要があると感じ ております。今後これらの問題を検討する上で、 措置を受けていない同水準の低所得者の方々の扱 いもありますし、根幹である社会保障制度自体が 維持できなくなってきていることから、国の動向 を注視しながら、大変難しいかとは思いますが、 真剣に取り組む時期に来ているのではないかと感 じております。第6次町づくり計画の中において も今後並行して取り組む必要があると思います が、町としての考えをお聞かせ願います。

質問の2件目、町づくり計画策定に向けての今後の展望として、次世代育成支援と子育て支援を中心にお聞きいたしますが、貝田町長の町政執行方針の条文においても特に力を入れている部分であると感じております。今回の町づくり計画の基本構想と基本計画に基づき、特に強く推進し、今後目玉として予定している事業があればお聞かせください。

続いてことしから新たに子育て支援係が設置されましたので、質問いたしますが、昨年上砂川町 次世代育成支援行動計画の後期計画が策定され、 私も資料を拝見しましたが、子育て支援関係事業 の目標の未実施の事業についてお伺いしたいのですが、もともと平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法のマニュアルのもとに策定が義務づけられてしまった経緯もありますので、このような難しい目標になってしまったのかと思いますが、現状を見ると国からの財政支援は期待できず、今後も制度的保障がなければ保育サービスの病児、病後児保育や子育て支援センターの設置の事業については、資格者の適正な人員配置等も考えると、非常に実施は困難なのではないかと思われます。町づくり計画の策定について今後の検討や取り組みについてお聞かせ願います。

次に、放課後児童健全育成事業や放課後子ども 教室のことが記載されておりますが、教育委員会 が管轄している事業と福祉課が管轄している事業 の内容が重複しておりますので、今後も連携を密 にし、計画を進めたほうがより効果のある事業を 実施できると思われますが、現時点での協力体制 と今後の方向性についてお聞かせ願います。最後 に、住民のニーズだけではなく、次世代育成支援 行動計画や過疎地域自立促進市町村計画など国や 道から策定を義務づけられているものもあります ので、ますます多様化し、事業も複雑化するよう に感じております。事業を効果的に進めるために は、これまでと同様に職員同士の連携ももちろん でございますが、町内及び近隣市町の資格を持っ ている有識者やボランティアの協力が不可欠とな っておりますので、協力体制の維持に努めていた だきたいと思います。

以上で私の質問を終わらさせていただきます。 〇議長(堀内哲夫) ただいまの5番、髙橋議員 の質問に対し、答弁を求めます。山本福祉課長。 〇福祉課長(山本丈夫) 5番、髙橋議員のご質 問、第6次町づくり計画策定に向けての今後の課題と展望についての1件目、今後の課題としての 生活保護者が自立しやすい体制づくりについてお 答えをいたします。出口の見えない景気の長期低 迷の中、生活保護受給者数も全国的に増加傾向に あり、人口1,000人当たりの生活保護受給者数は ほぼ50人で、道内35市では最も保護率の高い釧路 市の状況や各種取り組みについて新聞紙上でも報 道されていたところでございます。生活保護の業 務を直接所管する市の場合、支給する生活保護費 は国が4分の3、市が4分の1負担をしておりま して、町村の場合でございますと、道が生活保護 業務を所管しておりますことから、この4分の1 の分を道が負担をしていることで、直接の町村の 経費負担がないものでございます。しかし、受給 者の増加に伴いまして国の負担が著しく増加して いくとの見通しの中で、自治体にもより負担を求 めようと負担率の見直しなどが検討されておりま したが、自治体の強い反対により現在は見送られ ているものの、将来的な負担発生の危惧はご指摘 のとおり払拭されていないのが状況であります。 このため釧路市では、就労指導一辺倒からボラン ティア活動などへの社会奉仕への参加をきっかけ とした生活意欲向上から就労体験や就労支援に順 を追ってつなげていく自立支援プログラムを国の モデル事業として平成16年度から試行の上、平成 18年度に本格導入し、このプログラムに沿った地 道な取り組みにより、徐々にではありますが、受 給者の意識改革など一定の成果に結びつきつつあ ることから、全国の自治体からは注視をされてい るものでございます。

さて、本町における生活保護受給者数でございますが、11月末で192世帯316人で、人口3,961人に対し約8%、人口1,000人当たり約80人と釧路市を上回っておりますが、町内に基幹となる産業が少ないことでの稼働世帯の転出による著しい人口の減少の中、受給世帯の大半が傷病、障害者、母子、高齢者となっていることによるものでございます。生活保護の認定や自立に向けた生活指導等につきましては道のケースワーカー4人が担当しており、このほかに今年度からは空知管内15町全部を担当し、生活保護受給者の就労支援を担当する非常勤の就労支援員1人が配置されておりま

して、本町では10人前後の受給者に対し、就労相 談を中心にした自立支援の取り組みも進めてきて おります。また、本町独自の支援策が必要である との中で一例として掲げられました税金や住宅料 等の緩和措置についてでございますが、経済的自 立が可能と判断された場合の生活保護廃止は基本 的にこうした負担も加味されてのことであります ことと、同程度の生活水準で自立生活を維持して いる人との公平感から、ご指摘のとおり極めて難 しいものと思われます。しかし、生活保護廃止後 に発生する町の収入金に関しては、分割納付など その世帯の事情に即した相談に応じるなどの対応 に努めておりますので、ご理解を願うものであり ます。釧路市の例に倣った町独自の自立支援プロ グラムにつきましても、町の担当者には生活保護 受給者を直接指導する権限がないことや、生活保 護世帯もボランティア活動への参加や就労が容易 ではないとの事情を抱えております。しかしなが ら、可能な事業については道とも協議検討し、ケ ースワーカーとの情報共有や密接な連携を強めつ つ、自立に向けた効果的な支援について日常的に 努めるとともに国の動向に注視し、今後の町づく りを進める観点からも生活保護のあり方について 検討してまいりたいと存じますので、ご理解を願 うものであります。

次に、2件目の今後の展望としての次世代育成 支援と子育て支援についてであります。今本町は、 ご承知のとおり少子高齢化と人口減少を背景に、 町長の重要な施策として少子化対策や定住対策も 視野に入れた子育て支援に力を注いでおります。 本町にありましては、従来から妊婦健診費用の全 額助成、近隣でも生後6カ月からの受け入れが大 半を占めます保育園乳児保育での生後3カ月から の受け入れ、親や子供の交流の場でございますお ひさまルーム、そして絵本Deコッコロ事業、小 学生までの町内医療機関通院費の単独助成等と、 福祉、保健、医療、教育の各分野を中心に、限ら れた財源の中ではありますが、子供にかかわる各 種事業を実施してきたところであります。そして、 今年度は近隣市町に先駆けての中学3年生女子を 対象にした子宮頸がんワクチン接種費用の全額助 成、子供の虫歯予防に資する保育園でのフッ化物 によるうがい実施と町内医療機関通院費助成の中 学生までの拡大を初め、子供を対象にした食育推 進事業や放課後子ども教室、高校生までのインフ ルエンザワクチン接種費用全額助成、さらには子 育て支援事業に一層力を注ぐため子育て支援係を 7月に創設したところであります。次年度以降の 事業に向けましては、現在保護者の稼働による低 学年児童の居場所づくりとしての児童館の活用、 育児拠点としての保育園におきます子育て親子が 自由に交流できるスペースの確保、出産や育児並 びに保育園にかかわる経済的負担の軽減なども視 野に入れ、検討しているところであります。

次に、次世代育成支援行動計画の事業について でありますが、この計画でございますけれども、 平成17年度から平成21年度までの5年間を前期計 画とし、平成22年度から平成26年度までの5年間、 この後期計画につきましては前期計画を一部見直 したものでございまして、その中に病児、病後児 保育、そして子育て支援センター設置を目標事業 として掲げているものであります。議員ご指摘の とおり病児、病後児保育については、専用スペー スや看護師の確保が必要であり、不定期保育とな る中での人材確保が課題となります。また、子育 て支援センターについてでありますが、平成20年 3月の執行方針に対する答弁でも触れております とおり、国や道の補助対象としての子育て支援セ ンターは、1日5時間以上、週3日以上開設、子 育てに関し相当の知識と経験を有する2人以上の 専任職員配置などの基準を満たすことが課題とな っているものであります。しかしながら、病児、 病後児保育のきっかけとして、園児が発病した場 合、病気になった場合、保護者への即時帰宅要請 という現状、この現状から介護士などの一時的な 協力による条件緩和などを切り口に一歩でも実現 に近づけたいと、こう考えておりますし、子育て 支援センター設置につきましても、国の助成対象 とならない規模であっても子育て支援の拠点とし て保育園の有効的な活用も含め、実現を目指して まいりたいと考えておりますので、計画が具体化 した段階では町づくり計画に順次登載してまいり たいと思います。

次に、同じくこの計画に記載されております福 祉課が所管する学童保育を念頭に置いた放課後児 童健全育成事業と、教育委員会が所管をしており ます学習機会の提供も含めた子供の居場所づくり としての放課後子ども教室であります。平成19年 度からの厚生労働省と文部科学省の連携による放 課後子どもプランに位置づけられている事業でご ざいますけれども、両省の連携が十分とは思えず、 両事業を効率的かつ統一的に実施したくても、補 助制度が根本的に異なりますことから、明確に事 業区分をせざるを得ないとの支障があります。そ ういったことで大変苦慮しているところでござい ます。自治体の状況に応じて柔軟な対応が可能な 制度としての改善が望まれますので、ぜひともお 力添えを賜りたく存じます。いずれにいたしまし ても、子育て支援に関する制度として密接な連携 を要する事業でありますので、今後とも効果的な 事業運営を目指して教育委員会、福祉課の連携を してまいりたいと考えております。これからの子 育て支援は行政、住民、地域、そのほかボランテ ィアが一体となった地域ぐるみの取り組みが不可 欠でありますことは、これもご指摘のとおりでご ざいます。こうした方々による情報共有やニーズ の把握、そして事業の実施につなげていく子育て 支援のネットワークの構築に取り組みつつ、子育 て支援事業の効果的な展開により、次代を担う子 供たちをはぐくむ教育環境、子供たちを安心して 産み育てられる環境づくりに努めてまいりますこ とを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(堀内哲夫) ただいまの答弁に対し、再 質問あれば許可いたします。髙橋議員。 ○5番(髙橋成和) せっかく貝田町長の肝いりで設置された子育で支援係ですので、ぜひとも今後とも教育長と教育次長うまく連携しながらやっていっていただきたいなと思います。ありがとうございます。

○議長(堀内哲夫) 要望ですね。それでは、ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

◎議案第50号 議案第51号 議案第52号 議案第53号 議案第54号 議案第55号 議案第57号

〇議長(堀内哲夫) 日程第3、議案第50号から 日程第10、議案第57号については既に提案理由並 びに内容説明が終了いたしておりますので、順次 質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第50号 上砂川町火災予防条例 の一部を改正する条例制定について議題といたし ます。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより議案第50号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 上砂川町火災予防条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第51号 上砂川町過疎地域自立 促進市町村計画について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませ んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切 ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより議案第51号について採決をいたしま す。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定 することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 上砂川町過疎地域自 立促進市町村計画については、原案のとおり決定 いたしました。

日程第5、議案第52号 平成22年度上砂川町一 般会計補正予算(第4号)について議題といたし ます。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませ んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切 ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより議案第52号について採決をいたしま す。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定 することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 平成22年度上砂川町 一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決 定いたしました。

民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1 号) について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませ んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切 ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより議案第53号について採決をいたしま

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定 することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号 平成22年度上砂川町 国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第 1号)は、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第54号 平成22年度上砂川町立 診療所事業特別会計補正予算(第2号)について 議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませ んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切 ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。 「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより議案第54号について採決をいたしま

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定 することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 平成22年度上砂川町 日程第6、議案第53号 平成22年度上砂川町国 立診療所事業特別会計補正予算(第2号)は、原 案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第55号 平成22年度上砂川町老 人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)につ いて議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより議案第55号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定 することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 平成22年度上砂川町 老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)は、 原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第56号 平成22年度上砂川町下 水道事業特別会計補正予算(第2号)について議 題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより議案第56号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 平成22年度上砂川町 下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案 のとおり決定いたしました。

日程第10、議案第57号 平成22年度上砂川町水 道事業会計補正予算(第2号)について議題とい たします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより議案第57号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定 することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 平成22年度上砂川町 水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとお り決定いたしました。

◎調査第4号

○議長(堀内哲夫) 日程第11、調査第4号 所 管事務調査について議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査について申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可す ることに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長(堀内哲夫) ただいま議長の手元に意見 書案 4 件が所定の手続を経て提出されております ので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

なお、日程第12、意見書案第17号から日程第15、 意見書案第20号までの4件の意見書案の本文は相 当量となっておりますので、本文読み上げについ ては省略したいと思いますが、これにご異議ござ いませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第17号から意見書案第20 号まで、本文読み上げによる内容説明を省略する ことに決定いたしました。

◎意見書案第17号

○議長(堀内哲夫) 日程第12、意見書案第17号 地域医療と国立病院の充実を求める意見書につ いて議題といたします。

7番、川上議員、ご登壇の上ご発言願います。 〇7番(川上三男) 地域医療と国立病院の充実 を求める意見書(案)。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成22年12月17日

上砂川町議会議長 堀 内 哲 夫 様

提出議員 川 上 三 男

 賛成議員
 斎
 藤
 勝
 男
 数
 馬
 尚

 高
 橋
 成
 和

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させ ていただきます。

意見書案第17号 地域医療と国立病院の充実を

求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日

上砂川町議会議長 堀 内 哲 夫 提出先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、 衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で本件に対する説明を 終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第17号を原案のとおり決定することに ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第17号 地域医療と国立 病院の充実を求める意見書は、原案のとおり決定 いたしました。

◎意見書案第18号

○議長(堀内哲夫) 日程第13、意見書案第18号 北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に 関する意見書について議題といたします。

2番、水谷副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長(水谷寿彦) 北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書(案)。

本意見書案について、会議規則第13条の規定に より提出する。

平成22年12月17日

上砂川町議会議長 堀 内 哲 夫 様 提出議員 水 谷 寿 彦

賛成議員 大内兆春 川上三男 書(案)。 横 溝 一 成

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させ ていただきます。

意見書案第18号 北海道開発の枠組みの堅持と 北海道局の存続に関する意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を 提出する。

平成22年12月17日

上砂川町議会議長 堀 内 哲 夫 提出先 内閣総理大臣、国土交通大臣、衆議院 議長、参議院議長。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で本件に対する説明を 終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切 ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第18号を原案のとおり決定することに ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第18号 北海道開発の枠 組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書は、 原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第19号

〇議長(堀内哲夫) 次、日程第14、意見書案第 19号 TPPへの参加を行わないよう求める意見 書について議題といたします。

5番、髙橋議員、ご登壇の上ご発言願います。 〇5番(髙橋成和) TPP (環太平洋戦略的経 済連携協定)への参加を行わないよう求める意見

本意見書案について、会議規則第13条の規定に より提出する。

平成22年12月17日

上砂川町議会議長 堀 内 哲 夫 様 提出議員 髙 橋 成 和

賛成議員 水 谷 寿 彦 斎 藤 勝 男 川上三男

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させ ていただきます。

意見書案第19号 TPPへの参加を行わないよ う求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を 提出する。

平成22年12月17日

上砂川町議会議長 堀 内 哲 夫 提出先 内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大 臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長。 以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で本件に対する説明を 終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切 ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第19号を原案のとおり決定することに ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第19号 TPPへの参加 を行わないよう求める意見書は、原案のとおり決 定いたしました。

◎意見書案第20号

〇議長(堀内哲夫) 日程第15、意見書案第20号 切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書について議題といたします。

3番、斎藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番(斎藤勝男) 切れ目ない中小企業支援及 び金融支援策を求める意見書(案)。

本意見書案について、会議規則第13条の規定に より提出する。

平成22年12月17日

上砂川町議会議長 堀 内 哲 夫 様

提出議員 斎 藤 勝 男

 賛成議員
 数
 馬
 尚
 大
 内
 兆
 春

 柳
 川
 暉
 雄

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させ ていただきます。

意見書案第20号 切れ目ない中小企業支援及び 金融支援策を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日

上砂川町議会議長 堀 内 哲 夫 提出先 内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で本件に対する説明を 終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第20号を原案のとおり決定することに ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第20号 切れ目ない中小 企業支援及び金融支援策を求める意見書は、原案 のとおり決定いたしました。

◎年末あいさつ

○議長(堀内哲夫) 以上で今定例会に付議されました案件につきましては、すべて終了いたしました。

今年最後の議会でございますので、町長、教育 委員長よりごあいさつをいただきたいと思いま す。初めに、町長。

〇町長(貝田喜雄) ご指示によりまして、平成22年の最終議会に当たりまして、ごあいさつをさせていただきます。

ことしも早いもので12月定例会の閉会を迎える ところであります。この1年間を振り返ってみま すと、私にとっては想定もしなかったところでご ざいますが、加賀谷前町長の退任表明を受けまし て、4月の町長選挙において多くの町民の皆さん の温かいご支援により無投票当選させていただ き、町政執行の重責を担わせていただくことにな ったところでございます。4月初議会での就任あ いさつに始まりまして、本日こうしてごあいさつ をさせていただいておりますが、町づくりを進め る上で人口減少を初め多くの課題を抱える中、第 17期町政のスタートとなったところでございまし て、6月の定例議会から本日のこの12月定例議会 まで議長を初め議員各位には課題解決に向けまし てご理解とご協力を賜り、まことにありがとうご ざいました。さらに、本会議並びに各委員会にお きまして提案いたしました各案件につきましても 真摯なご審議を賜り、全議案について原案どおり 可決、決定をいただきましたことに対しましても 重ねまして厚くお礼を申し上げます。

今私どもを取り巻く状況は極めて不安定でございまして、国内政治は混迷を続け、景気対策が一向に進まず、雇用環境も改善されないまま月日が 経過し、国民生活は一層厳しさを増すばかりと思

うところでございます。こうした状況の中にあり まして、さきに述べましたが、人口減少という行 政最大の課題を抱え、自主財源の乏しい脆弱な財 政基盤のもとで、少子高齢化の対応や住民生活基 盤の確保に向けての行政運営が求められたところ でございますが、議員各位のご協力をいただきな がら町政を執行してきたところでございます。4, 000町民のこの町を将来にわたり持続可能となら しめるには、何と申しましても人口の定着を図ら なければならないことから、子供たちに目を背け られてはいけないとの強い思いで子育て支援体制 の構築に向け事業を推進したもので、新たに子育 て支援係を配置するとともに、中学3年生女子を 対象とした子宮頸がんワクチン接種費用の全額助 成や子供たちの医療費助成措置の拡大のほか小中 学校の改修整備や放課後子ども教室の開設などに 取り組んできたものであります。また、多くの高 齢者の皆さんが住みなれたこの上砂川町でいつま でも元気で生活してもらえるよう、ひとり暮らし 高齢者救急医療情報キットの配付、ほか老人保健 施設のスプリンクラー設置等の大規模改修事業も 進めたところであります。このほか町民の皆さん が元気と希望を持って過ごせるよう仮装盆踊り、 花火大会への助成や各種イベントの実施、共催な どに努めるとともに、地域に根づきつつあるシイ タケ産業関連企業の育成助長に努めてきたところ であります。

財政問題では、地方自治体財政健全化法に基づく財政4指標について、平成21年度決算においてすべてが破綻基準以下となったところでございますが、今定例会におきまして認定いただきました各特別会計にありましては、議員もご承知のとおり一般会計からの繰出金をもって収支の均衡を保っているもので、特別会計の仕組み上抜本的改善策が講じられない憂慮すべき事態と考えるものであります。町税など自主財源が極めて少なく、地方交付税に大きく依存する本町では、この先交付税削減が生ずれば、長年にわたり職員と議員の皆

さんの給与等の削減を中心に積み立ててきました 財政調整基金の取り崩しをもって対処せざるを得 ず、財政4指標に留意をし、健全財政維持に努め ていかなければならないと思うところでありま す。

今後も本町を取り巻く環境は厳しく、多くの課題を抱えての町政執行が見込まれ、人口減少対策につきましても特効薬、即効薬が見出せず、いましばらく辛抱の時期が続くと思いますが、コミュニティーの崩壊を招くことなく、町民や議員の皆さん、そして職員の力をおかりいたしまして、あすの上砂川のために、全町民のために全力を尽くしてまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

最後に、ことし1年間のご支援とご協力に改めまして感謝を申し上げ、本年議会の閉会に当たってのあいさつといたします。この1年間本当にありがとうございました。

○議長(堀内哲夫) 引き続き栗原教育委員長。 ○教育委員長(栗原順道) 議長のご配慮により まして、平成22年の最終定例会に当たりまして、 教育委員会を代表して一言ごあいさつを申し上げ ます。

厳しい町財政の中で、教育全般にわたり本年も ご理解とご支援を賜りましたことをまずもってお 礼を申し上げます。

また、本日補正予算において、平成23年4月よりの新学習指導要領に基づき、小学校において理科、算数の教材、また教員の指導資料の購入に係る予算を議決していただき、ありがとうございました。

また、ことし改修されました鶉水泳プールも6 月から9月までの開設中に七千数百人と、昨年より倍の利用者数でございました。ことしは記録的な猛暑ということもありましたが、安全で清潔なプールになったことが利用者を多くさせたものだと、そのように思っております。改めて議員の皆様、理事者の皆様にお礼を申し上げる次第でござ います。

さらに、中学校の大規模改修工事も校舎の1階、 2階が完成し、10月より新しい教室で生徒は授業 を受けております。現在は3階、4階を工事中で す。平成23年3月末にはすべての工事が終了し、 安全で安心して勉強に集中できる環境が整いま す。将来を担う子供たちが夢と希望に胸を膨らま せ、個性豊かでたくましく、そしてお互いの命を 大切にし、思いやりの心を持った大人に成長して くれることを願い、今後教育行政に取り組んでい く所存でございます。これからもさらなるご指導 とご支援をお願い申し上げます。

最後になりましたが、ご家族おそろいでよいお 年を迎えられますようご祈念申し上げ、ごあいさ つといたします。ありがとうございます。

○議長(堀内哲夫) 私からも一言ごあいさつを 申し上げます。

本年最後の第4回定例会も皆様のご協力により まして、無事終了いたしました。心よりお礼を申 し上げます。

今年を振り返りますと、国内外はもとより町内外におきましても激動の1年であったのではないかと思います。昨年は歴史的な政権交代が行われるなど激動と変革の年でありましたが、今なお国の財政等は混迷を深めており、町にとっては今後も行財政運営が求められることから、引き続き注視していかなければならないと思うところでございます。

こうした中町内にあっては、4月には退任されました加賀谷前町長の後任に、町民の目線に立った公平な町政を掲げ、町民の絶大なご支援を得て貝田新町長が誕生いたしまして、はや8カ月を経過したところでございます。この間本町が抱える財政健全化問題や人口減少問題を初め多くの課題に対し積極的に推進され、町民の皆さんが住みなれた町で安心して暮らせる町づくりに尽力されているところであります。上砂川町を取り巻く環境は依然厳しい状況の中で、引き続き行財政改革を

行い、また一方では住民の生活と福祉を守るため の町づくりを推進していかねばならず、町政を担 当する貝田町長を初め職員の皆さんのご苦労は大 変なものと推察していたところでありますが、理 事者も私ども議会も地方自治の本旨であります最 少の経費で最大の効果を上げるよう努めていかな ければならないと思っております。

また、議員各位におかれましては、本年開催されました各定例会、臨時会に提案されました各案件につきまして、慎重審議の結果、そのすべてが議決、決定され、円滑な議会運営にご協力を賜りまして、心から深く感謝を申し上げる次第でございます。

終わりになりますが、ことしも残り少なくなりました。どうか理事者の皆様、そして議員の皆様方には健康に留意され、ご家族ともどもお元気で新年を迎えられますようご祈念を申し上げまして、ごあいさつといたします。1年間まことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長(堀内哲夫) 以上で平成22年第4回上砂 川町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまで した。

(閉会 午前10時45分)

地方自治法第123条第2項の規定に よりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署名議員水谷寿彦

署名議員斎藤勝男

出 席 議 員

議席	п	氏		\$7	4 定		
番号	氏			名	12. 15	12.17	
1	堀	内	哲	夫	0	0	
2	水	谷	寿	彦	0	0	
3	斎	藤	勝	男	0	0	
4	数	馬		尚	0	0	
5	髙	橋	成	和	0	0	
6	大	内	兆	春	0	\circ	
7	Щ	上	三	男	0	0	
8	横	溝	_	成	0	0	
9	柳	Ш	暉	雄	0	0	

説明のため出席した者

_										
役	職		名	氏			名	4 定		
1文 収		X	11	1			17	12.15	12.17	
町			長	貝	田	喜	雄	0	0	
副	H	1	長	奥	山	光	_	0	\circ	
教	育	Ĭ	油	勝	又		寛	0	0	
教	育多	5 員	長	栗	原	順	道	0	0	
監	查	委	員	道	藤	秋	夫	0	0	
監	査 事	務局	長	是	洞	春	輝	0	0	
総	務	課	油	西	村	英	世	0	0	
企	画 振	興課	長	林		智	明	0	0	
技	自	币	長	清	野	勝	吉	0	0	
住	民	課	長	高	木	則	和	0	0	
福	祉	課	長	山	本	丈	夫	0	0	
税	務出	納課	長	中	島	隆	行	0	0	
消	ß	方	長	Щ	下		清	0	0	
教	育	次	長	永	井	孝	_	0	0	
福春参	医療	セン	9 -	高	橋		良	0	0	

事務局職員出席者

職	名	н.		Ø		4 定		
邶	石	氏			名	12.15	12.17	
議会事務	局長	是	洞	春	輝	0	\circ	
書	記	三	上	美知	日子	0	0	